

特別区設置協定書（案）の作成に向けた 基本的方向性について

- ◆ 本協議会では、特別区素案を議論のたたき台として、特別区設置協定書の作成に必要な協議を進め、本年9月以降は、各会派からの修正意見を踏まえ、その論点について、委員間協議を実施してきた。
- ◆ 本資料は、協定書（案）の作成を始めるにあたり、先の委員間協議での議論を踏まえ、協定書記載項目の方向性を確認するため、整理したもの。

<特別区設置の日>

◆ 特別区設置の日は、2025年（令和7年）1月1日とする

<特別区の名称・区域等>

◆ 4つの特別区を設置することとし、各特別区の名称及び区域等は以下のとおりとする

名称	区域（現行の行政区域）	本庁舎の位置
淀川区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区	現 淀川区役所
北区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区	現 大阪市本庁舎
中央区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区	現 中央区役所
天王寺区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区	現 天王寺区役所

<特別区の議会の議員の定数等>

- ◆ 各特別区の選挙区は特別区とし、各特別区の議員定数は現行の大阪市会の議員定数（行政区ごとの定数を積み上げたもの）とする
- ◆ 議員報酬は、減額後の現行報酬をベースとする

名称	淀川区	北区	中央区	天王寺区	計
議員定数	18人	23人	23人	19人	83人

＜事務分担＞

- ◆ 現行法制度の枠組みにとらわれず、「基礎自治体（特別区）」と「広域自治体（大阪府）」の役割分担を徹底する

【特別区】住民に身近な事務は、基礎自治体優先の原則のもと、特別区が実施する

- ① 中核市・一般市の事務（大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務を除く）
- ② 地域のまちづくり、住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務
- ③ 都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近な事務

【大阪府】大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務などは大阪府が実施する

- ① 都道府県・政令指定都市の権限に係る事務（特別区が実施する事務を除く）
- ② 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要なまちづくり、都市基盤整備に関する事務

- ◆ 特別区が法令等により処理する事務と異なる事務分担は、事務処理特例条例等での事務移譲を基本とする
- ◆ 特別区設置の際は、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスの内容や水準を維持する
また、特別区設置後においても、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、その内容や水準を維持するように努めるものとする
- ◆ 特別区が担う事務のうち、公平性・効率性や専門性の確保が特に必要な事務に限り、一部事務組合の設置や機関等の共同設置により、特別区が共同して事務を実施する

<税源配分>

- ◆ 都の特例が適用される市町村税は大阪府税とし、その他の市町村税は特別区税とする
 - 【大阪府税】 法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税
 - 【特別区税】 個人市町村民税、軽自動車税、市町村たばこ税 等

<財政調整>

- ◆ 大阪市が現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担に応じた財源を配分し、特別区間の財政格差を是正する
 - 大阪府は、財政調整財源の一定割合を「財政調整交付金」として各特別区に交付する
 - 財政調整財源は、法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、法人事業税交付金相当額（法令改正により令和元年度新設）とする
 - 財政調整交付金の配分割合は、特別区と大阪府の事務分担に応じた、過去3年間の大阪市決算から算定した必要財政調整額の割合の平均値とする
ただし、特別区設置の日までの地方財政制度の動向や各年度の決算状況等を踏まえ、必要に応じて知事と市長で調整する
 - 財政調整交付金の総額には、大阪府の条例で定める額（地方交付税市町村算定分相当額の一定割合）を加算する
加算する額は、当面、地方交付税を財源とする財政運営が不可避である点に鑑み、地方交付税や臨時財政対策債の発行可能額及び公債費負担等を勘案したものである

- なお、特別区設置から10年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して追加的な財源配分の措置を講じる
また、特別区設置の日までに市立高校の移管が行われた場合は、その影響額を勘案し、配分割合を算定する（市立高校移管の影響額を勘案した場合における平成26年度から平成28年度の3年平均は78.7%）
 - 財政調整交付金の種類は、普通交付金（総額の94%）と特別交付金（同6%）とする
 - 普通交付金は、地方交付税に準じた方法により算定した額（各特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額を基本）とし、特別区相互間の財政格差を是正する
 - 基準財政需要額には、地方交付税に準じて算定した額に加え、生活保護費等の義務度が高い経費を実態に応じて算定する等、大阪特有の財政需要を反映する
 - 特別交付金は、特別な財政需要等に応じた配分とし、特別区設置後、当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分する
 - 大阪府に配分された財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当し、大阪府は、毎年度、配分された財源の充当状況などを大阪府・特別区協議会（仮称）に報告し、必要に応じて協議する
 - 財政調整に係る経理は、「財政調整特別会計」で行うことにより、透明性を確保する
- ◆ 大阪府が賦課徴収する目的税（事業所税及び都市計画税）は、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、事務分担に応じて特別区及び大阪府双方の都市計画事業等に充当する
- 大阪府は、目的税の一定割合を「目的税交付金」として各特別区に交付する
 - 目的税交付金の配分割合は、過去3年間の大阪市決算から算定した充当実績の割合の平均値（平成26年度から平成28年度の3年平均の場合 53%）とする
ただし、特別区設置の日までの充当状況などを踏まえ、必要に応じて知事と市長で調整する
- ◆ 地方交付税は、特別区全域を一つの市とみなして算定し、大阪府の算定と合算して大阪府が交付を受けることとし、地方交付税（市町村算定分）に係る臨時財政対策債の発行は、特別区が行う

＜財産・債務＞

- ◆ 特別区や大阪府がそれぞれ承継する住民サービスを適切に提供できるよう、大阪市の全ての財産・債務の承継先を決定する

【財産の承継】

- 行政財産は、事務分担に基づき、財産の所在特別区等又は大阪府に承継する
- 普通財産等は、大阪府が担う役割と密接不可分なものを除き、所在特別区等に承継する
- 特別区設置の日前において、大阪市が経営していた公営企業等に係る会計に属する財産は、事業承継団体である大阪府に承継する
- 万博会場建設費は、大阪府・大阪市折半という枠組みを維持することとし、大阪市が負担することとなっている会場建設費のうち特別区設置後に生じる額を基金として大阪府に承継する

【債務の承継】

- 確定債務は、事務分担に基づき、特別区等又は大阪府に承継する
- 偶発債務は、事務分担に対応して承継すべきものを除き、大阪府に承継（財務リスクの引当財源として財政調整基金等を活用）する
- 発行済の大阪市債（既発債）の償還は、債権者保護の観点等から大阪府に承継（償還財源は財政調整財源等で償還）する

<組織体制>

◆ 特別区と大阪府が機能をフルに発揮できる最適なサービス提供体制を構築する

【特別区】 地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる効果的・効率的な組織体制をめざし、近隣中核市を参考に各区の人口規模を考慮した上で、特別区が担う権限等に見合うよう算定した職員数をベースに、人員マネジメントを発揮し、大阪市の特性を踏まえた組織体制を整備する

【大阪府】 全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、一元化する広域機能を迅速かつ強力で推進できる組織体制を整備する

◆ 職員は、事務の分担に応じて、特別区及び大阪府に移管する

<大阪府・特別区協議会（仮称）>

◆ 現行の都区協議会の仕組みを発展・充実させ、特別区の考えがより反映される「特別区重視」の仕組みを構築する

- 協議会委員は、各特別区の区長と知事を基本とし、必要に応じ、議会の代表者、職員、学識経験者等を加えることができる
- 財政調整、財産・債務に加え、事務分担等の取扱いなど幅広い協議事項を取扱う
- 合意による運営を基本とし、協議不調時には、協議会委員の同意を得て会長が任命する調整委員（事件の都度、関係分野の学識経験者等から選定）による第三者機関を設置し、合議により「調停案」を提示する
- 協議会委員には調停案への尊重義務を課す

＜地域自治区＞

- ◆ 現在の24区のコミュニティ、窓口サービスに配慮した仕組みとして、現在の行政区単位に地域自治区を設置し、地域自治区の事務所と地域協議会を置く
 - ・ 各地域自治区の名称は、〇〇地域自治区とし、〇〇は現在の行政区名とする
 - ・ 地域自治区の事務所の名称は、〇〇区役所とする
(特別区の主たる事務所は、地域自治区の事務所と区別するため、△△区本庁舎とする)
 - ・ 地域自治区の事務所で現行の窓口サービスを継続し、住民の利便性を維持する
 - ・ 地域協議会は、地域住民の多様な意見を反映するため、特別区長その他の特別区の機関に意見を述べることができ、特別区長その他の特別区の機関は、必要に応じ、適切な措置を講じる

＜町の名称＞

- ◆ 地域の歴史などを考慮し、特別区設置までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定める
- ◆ 現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があることから、その取扱いには十分配慮する

その他の協定書記載以外の確認事項

＜特別区設置に伴うコスト＞

（１）特別区の庁舎整備

- ◆ 各特別区内において、既存庁舎として利用している執務室を活用する
- ◆ 特別区域内の既存庁舎を活用してもなお執務室の不足が生じる特別区については、現大阪市本庁舎（中之島庁舎）を活用することとし、特別区設置に際して新たな庁舎の建設は行わない
 - ・ 将来的な庁舎のあり方について、特別区長・区議会を拘束するものではない
 - ・ 現大阪市本庁舎（中之島庁舎）を含め、庁舎を賃借する場合の各特別区の負担を調整する仕組みを検討する
- ◆ 将来の庁舎整備に係る財政負担については、特別区設置後の最初の整備に限り、その一部について財政調整交付金の特別交付金により財政措置を行う
ただし、具体的な算定ルールの設定については、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議して定める

（２）システム経費

- ◆ 現行システムの継続活用はコスト抑制になるものであり、将来的には、他自治体とのクラウド・共同利用などを検討されたい

＜児童相談所の設置＞

- ◆ 全ての特別区に児童相談所と一時保護所を設置することとし、法令の配置基準等を踏まえた組織体制の整備などを着実に進める

< I R 収入金 >

- ◆ I R 立地が実現した場合の I R 収入金（納付金・入場料）は、大阪府・大阪市で均等配分という枠組みを基本として、大阪府・特別区で均等配分し、I R 関連施策（大阪府承継分）の経費相当額を調整する
- ◆ 特別区分は、人口割を基本として各特別区に配分する仕組みとする
特別区設置後に I R 関連の環境整備に係る特別の費用負担を考慮する必要がある場合は、その制度変更等は、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議する